

JOMF 派遣医師便り (2017. 6)

◆マニラ◆

フィリピンで禁酒令！

マニラ日本人会診療所

菊地 宏久

ドゥテルテ大統領になってからフィリピンでは日常生活にかかわるような法令がいくつか施行されています。禁煙や禁酒令もその例です。今回は夜間の禁酒令について話をします。

フィリピンでは公共の場所や路上での夜間 10 時以降の飲酒が禁止されるようになりました。これまでは自宅前の空き地やサリサリストア(*)前の路上で友人たちと酒を飲むのは問題とされてきませんでした。しかしドゥテルテ大統領になってからはそれが許されなくなりました。

もし、この法令を破った場合はどうなるのでしょうか？ その一例を紹介します。

ある所にとっても気の良いおじいさんがいました。そのおじいさんはいつもにこにこしながら診療所に電球やトイレットペーパーなどを届けてくれています。おじいさんは、これまで約束を破ったことがありません。ところが 4 月のある日、そのおじいさんが紙や機械を届けてくれるはずなのに来てくれません。連絡もありません。診療所から何度も連絡をしましたが電話がつながりません。何か事故でもあったのではないかと皆で心配しましたが、その日は結局連絡が付きませんでした。

次の日の夕方になってそのおじいさんが恥ずかしそうに診療所に顔を出しました。「皆で心配していたんだよ、無事でよかった、よかった」と話しました。おじいさんが予定の日に診療所に来られなかったのは以下の理由のためでした。

——「前の晩に自宅近くのサリサリストアの前で友人たちと 10 時過ぎまで飲酒をしていた。すると警官が来て警察まで連行され、取り調べを受けた。その晩は拘留され、“3000 ペソ（約 8000 円）の罰金”と“警察署内の清掃業務”をして解放された。その間は電話も取り上げられていたので外部との連絡が一切できなかった」——

おじいさんは笑って話をしていましたが、お酒の好きな方にとっては他人事ではありませんね。

マニラの飲酒事情について話を書きました。

みなさん、アルコールの飲みすぎに注意し、お体大切になさってください。

* サリサリストア：個人経営の小規模小売店のこと。街角にあって地域住民が店の前で談笑するなど交流の場になっているところもある。

(写真は JOMF 撮影)

